

2022 年(令和 4 年)8 月 日

明石市長 泉 房穂 様

地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会
委員長 明石 純

意 見 書 (案)

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づく地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）に係る本評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

1. 第 3 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価に係る意見

市長が法人の第 3 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価を行うにあたり、法第 28 条第 4 項の規定に基づく本評価委員会の意見については、次のとおりです。

第 3 期中期目標期間においては、医療職の確保等による診療体制の充実を図りながら、急性期医療を中心に回復期機能の強化を図り、「地域密着型の切れ目のない病院診療の実現」に向けて取組みを進めた。新型コロナウイルス感染症対応においては、急性期病棟の一部を感染症患者専用病棟に置き換え、重点医療機関として感染症対応にあたり、自治体病院として大きな役割を果たした。一方、感染症の影響により、医業収益の確保が困難を極めたが、黒字を維持し、経営基盤の改善につなげた。

このことから、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画通りに進んでいる。」という意見に達した。

2. 中期目標の期間の終了時の検討に係る意見

上記に基づき、市長が第 3 期中期目標期間の終了時に係る検討を行うにあたり、法第 30 条第 2 項の規定に基づく本評価委員会の意見については、次のとおりです。

法人は、第 2 期に引き続き、第 3 期中期目標期間においても、地域の中核病院として、急性期医療を中心に回復期機能の強化を図るなど、「地域密着型の切れ目のない病院診療の実現」に向けて取組みを進め、地域包括ケアシステムの推進に寄与し、加速する高齢社会における地域の医療需要に対応している。また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大という予測されなかった社会情勢の中、重点医療機関として感染症対応にあたり、自治体病院としての使命を果たしており、今後起こり得るパンデミックや災害時においても存続が不可欠となることが予想される。また、財務面においても 7 年連続で黒字を確保している。

以上のことから、法人の業務を地方独立行政法人の形態で継続させることが適当である。という意見に達した。

3. 次期中期目標期間に向けての意見・提言等

- ・地域の医療機関との更なる連携を推進するとともに、感染症対応と救急医療を両立する医療体制を構築すること
- ・ポストコロナを見据えた診療体制の再構築及び医業収益の確保に向けて取り組むこと
- ・内部統制システムへの理解促進を図り十分に機能させること
- ・人材育成システムにおける教育、研修、処遇の更なる強化と、人事評価制度の適正運用による組織の活性化を図ること
- ・あり方検討部会で策定した病院の将来構想の実現に向けて積極的に取り組むとともに、病院を永続的に発展させるためのより具体的かつ現実的な中長期計画（収支計画・投資回収計画）の策定を進めること
- ・将来構想の実現にあたってはSDG sを意識し、カーボンニュートラルや役員の多様性への配慮など、市民の理解を得られるような独自性のある計画を模索すること